

丸子まちづくり会議規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、丸子まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 まちづくり会議は、丸子地域における住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性や特性を生かして自立的にまちづくりを行うことを目的とする。

(区域)

第3条 まちづくり会議の区域は、丸子地域の範囲とする。

(事業)

第4条 まちづくり会議は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域振興、地域課題に関する事業
- (2) 住民、各種団体の交流又は連携に関する事業
- (3) 地域要望に関する事業
- (4) 地域内の団体育成に関する事業
- (5) 地域まちづくり計画の策定に関する事業
- (6) その他地域づくりに関する事業

(会員)

第5条 まちづくり会議の会員は、丸子地域の住民並びに丸子地域で活動する団体とする。

(組織)

第6条 まちづくり会議は、総会及び役員会で構成する。

- 2 まちづくり会議に地区会議を置く。
- 3 部会は、必要に応じて置くことができる。
- 4 まちづくり会議に事務局を置く。
- 5 まちづくり会議に監査を置く。

第2章 役員

(役員の種別)

第7条 まちづくり会議に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 18名以内
- (2) 監 事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、副会長は若干名とする。

(役員の選出)

第8条 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

- 2 役員の選出については、別に定める。

(顧問の設置)

第9条 まちづくり会議に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、まちづくり会議において意見を述べることができる。

(役員等の決定)

第10条 まちづくり会議の役員は、総会に諮り決定する。

2 顧問及び補欠役員は、役員会にて承認する。

(役員の職務)

第11条 まちづくり会議の役員は、次の職務にあたる。

(1) 会長は、まちづくり会議を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは予め定められた順序に従いその職務を代理する。

(3) 理事は、まちづくり会議を掌理する。

(4) 監事は、まちづくり会議の会計及び資産の状況を監査する。

(役員の任期)

第12条 まちづくり会議の役員の任期は、2年とし、選任を受けた総会の日から翌々年度の総会の日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により承認された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会の種別)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、地区会議及び団体から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員は、役員を兼務することができない。

(総会の開催)

第15条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき

3 総会を開催することが困難と会長が認める場合は、あらかじめ理由を示し議案を代議員に配布し、書面採決を以て総会に替えることができる。なお、書面採決を棄権した場合、総会に係るすべての権限を会長に委任したものとみなす。

4 前項の規定によるほか、不測の事態により総会の開催が困難と認められる時、理事会の議決を以て総会の議決に替えることができる。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示して、総会の5日前までに通知しなければならない。

(総会の定足数)

第17条 総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画及び予算の決定に関すること。
- (2) 事業報告及び決算の承認に関すること。
- (3) 規約の改廃の決定に関すること。
- (4) 役員の決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第21条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 会員は、総会を傍聴することができる。

第4章 役員会

(役員会の招集と議長)

第22条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第23条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の議決)

第24条 役員会の議事は出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第5章 その他の会議

(地区会議の構成)

第25条 地区会議は、各地区の住民並びに丸子地域で活動する団体で構成する。

2 地区会議の組織及び運営方法等は、別に定める。

第6章 会計及び監査

(経費)

第26条 まちづくり会議の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第27条 まちづくり会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第28条 まちづくり会議は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 会員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限りこの閲覧を認めなければならない。

(監査)

第29条 監事は、監査を実施しその結果を役員会及び総会に報告する。

(役員報酬)

第30条 まちづくり会議の役員報酬は、別に定める。

第7章 事務局

(事務局の位置)

第31条 事務局は、上田市丸子ファーストビル内に置く。

(事務局職員)

第32条 事務局に、職員を置く。

2 事務局内に、会計及び庶務を設ける。

3 事務局職員の給与等は、別に定める。

第8章 その他

(委任)

第33条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年(2016年)3月29日から施行する。
- 2 まちづくり会議の設立時の役員は、第12条第1項の規定に関わらず、平成30(2018年)年3月31日までとする。
- 3 この規約は、平成30年(2018年)5月29日から施行する。
- 4 この規約は、令和2年(2020年)5月25日から施行する。
- 5 この規約は、令和5年(2023年)5月23日から施行する。